

○牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業実施要綱

平成25年8月13日

告示第87号

改正 平成27年12月28日告示第160号

平成28年3月31日告示第56号

(趣旨)

第1条 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器等を給付することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(給付対象)

第2条 給付の対象は、次の要件をすべて満たす18歳未満の児童（以下「給付対象児」という。）とする。

(1) 牧之原市内に住所を有するもの

(2) 両耳の聴力レベルが（原則として）30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの

(3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの

(給付対象からの除外)

第3条 次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定にかかわらず、給付対象から除外する。

(1) 給付対象児又は給付対象児の属する世帯の他の世帯員の中に、市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合

(2) 給付対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

(給付費の算定基礎)

第4条 この給付費の算定基礎となる額は、給付対象児が新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は修理に要する経費（以下「購入費等」という。）として、市長が必要と認める額と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める額（以下「基準価格」という。）とを比較して、少ない方の額とする。ただし、上記基準別表の1の(5)の補聴器の項中「高度難聴用」とあるのは、「軽度・中等度難聴用」を含む。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育上等真に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとし、その場合の給付費の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費等として市長が必要と認める額と基準価格とを比較して少ない方の額とする。

(給付費)

第5条 給付費は、第4条に定める額の3分の2（端数処理：少数点以下切り上げ）とする。

(給付の申請)

第6条 給付を希望する給付対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、以下に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1） 第2条第3号の精密聴力検査機関の専門医が、給付対象児の聴力検査を実施した上で交付した牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

（2） 意見書の処方に基づき、牧之原市と補装具の支給を行う際の代理受領等に関する契約を行った事業者（以下「事業者」という。）が作成した補聴器の見積書

（3） その他市が必要と認めるもの  
（所得審査）

第7条 市長は、給付対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第3条第1号に規定する給付対象除外者でないことを確認するものとする。

（給付決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による交付申請の内容を審査し、給付又は却下を決定する。

2 市長は、給付を行うことを決定した場合は、牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」）を、却下することを決定した場合は、牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請却下通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定により交付決定した者には、併せて牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付券（様式第5号。以下「給付券」）を交付するものとする。  
（補聴器等の受取）

第9条 申請者は、交付決定後すみやかに、決定通知書に記載された事業者に給付券を提出し、補聴器等を受取るものとする。

（費用の負担）

第10条 前条により補聴器の購入等をした申請者は、購入費等の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により申請者が負担する費用（以下「自己負担額」という。）は、1台につき基準価格の3分の1端数処理：少数点以下切り捨て）とする。ただし、購入費等が基準価格を下回る場合は、その購入費等の3分の1（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

3 申請者は、給付対象児が希望するデザイン・素材等を選択することにより購入費等が基準価格を超える場合は、その差額についても負担しなければならない。

4 申請者は、支給時に自己負担額を事業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第11条 補聴器を支給した決定業者は、請求書に給付券を添付の上、市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

（補聴器等の管理）

第12条 この事業により給付を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲

渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、申請者が前項の規定に違反したと認める場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第13条 市長は、給付に当たり、給付台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 耐用年数の取扱いについては、通常の装用状態において、補聴器が修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補聴器を装用するものの年齢、生活又は障害の状況によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、更新には実情に沿うよう十分に配慮する。

- 2 補聴器が、災害等給付対象児の責任に拠らない事情により毀損した場合は、新たに必要と認める補聴器の購入費等の一部を給付できるものとする。

- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第160号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第56号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請書			
申請日		年	月 日
牧之原市長		(申請者)	
		住所 _____	
		〒 _____ TEL _____	
		氏名 _____ 印 _____	
		個人番号 _____	
		児童氏名 _____	
<p>下記により補聴器等給付の申請をします。                      給付審査のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況について、他市町村など関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。</p>			
希望する補聴器の種類	別紙意見書のとおり		
購入等を希望する業者名	名称 所在地 電話番号		
交付対象児の扶養義務者名		児童との続柄	
身体障害者手帳の申請の有・無	有・無 ※障害者総合支援法等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
生活状況等	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 医療機関	最近5年間の補聴器の購入状況	右(有・無) 年 月 日購入 左(有・無) 年 月 日購入 <input type="checkbox"/> 軽度・中等度難聴児補聴器等給付事業 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給 <input type="checkbox"/> その他
備考			

氏 名		男・女	生年 月日	年 月 日																																																																																																																																																																																				
住 所																																																																																																																																																																																								
原因となった 疾病・外傷名	【具体的な原因疾病・外傷名】																																																																																																																																																																																							
現 症	<p>ABR・ASSR閾値( 年 月 日実施)右      dB、左      dB</p> <p>ABR・ASSR閾値( 年 月 日実施)右      dB、左      dB</p> <p>ABR・ASSR閾値( 年 月 日実施)右      dB、左      dB</p> <p>OAE(TEOAE・DPOAE)反応 有 ・ 無      ※直近の検査結果を添付して下さい。</p> <p>聴力レベル(右      dB)(左      dB) COR</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">500</td><td style="text-align: center;">1000</td><td style="text-align: center;">2000</td><td style="text-align: right;">Hz</td></tr> <tr><td>0</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>10</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>20</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>30</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>40</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>50</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>60</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>70</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>80</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>90</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>100</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">( 年 月 日実施)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">500</td><td style="text-align: center;">1000</td><td style="text-align: center;">2000</td><td style="text-align: right;">Hz</td></tr> <tr><td>0</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>10</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>20</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>30</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>40</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>50</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>60</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>70</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>80</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>90</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>100</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">( 年 月 日実施)</p> <p>オーディオグラム</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">500</td><td style="text-align: center;">1000</td><td style="text-align: center;">2000</td><td style="text-align: right;">Hz</td></tr> <tr><td>0</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>10</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>20</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>30</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>40</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>50</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>60</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>70</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>80</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>90</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> <tr><td>100</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td><td>-----</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">( 年 月 日実施)</p>					500	1000	2000	Hz	0	-----	-----	-----	-----	10	-----	-----	-----	-----	20	-----	-----	-----	-----	30	-----	-----	-----	-----	40	-----	-----	-----	-----	50	-----	-----	-----	-----	60	-----	-----	-----	-----	70	-----	-----	-----	-----	80	-----	-----	-----	-----	90	-----	-----	-----	-----	100	-----	-----	-----	-----		500	1000	2000	Hz	0	-----	-----	-----	-----	10	-----	-----	-----	-----	20	-----	-----	-----	-----	30	-----	-----	-----	-----	40	-----	-----	-----	-----	50	-----	-----	-----	-----	60	-----	-----	-----	-----	70	-----	-----	-----	-----	80	-----	-----	-----	-----	90	-----	-----	-----	-----	100	-----	-----	-----	-----		500	1000	2000	Hz	0	-----	-----	-----	-----	10	-----	-----	-----	-----	20	-----	-----	-----	-----	30	-----	-----	-----	-----	40	-----	-----	-----	-----	50	-----	-----	-----	-----	60	-----	-----	-----	-----	70	-----	-----	-----	-----	80	-----	-----	-----	-----	90	-----	-----	-----	-----	100	-----	-----	-----	-----
	500	1000	2000	Hz																																																																																																																																																																																				
0	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
10	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
20	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
30	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
40	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
50	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
60	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
70	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
80	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
90	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
100	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
	500	1000	2000	Hz																																																																																																																																																																																				
0	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
10	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
20	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
30	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
40	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
50	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
60	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
70	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
80	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
90	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
100	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
	500	1000	2000	Hz																																																																																																																																																																																				
0	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
10	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
20	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
30	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
40	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
50	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
60	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
70	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
80	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
90	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				
100	-----	-----	-----	-----																																																																																																																																																																																				

※聴力レベル、ASSR閾値は、周波数500・1,000・2,000Hzの音に対する値を、各々a・b・cとし、 $(a+2b+c)/4$ により算出して下さい。

※検査結果は検査方法及び結果を記入して下さい。

オーディオメーターの形式 \_\_\_\_\_

※気導・骨導聴力をご記入ください。

障害の状況	現在の会話・コミュニケーションの状況、補聴器の使用状況をお書きください。 現在、補聴器を、[使用している・使用していない] (○をお書きください。)

必要とする補聴器の装用耳の欄に○をお書きください。

名称	右	左	対象者
軽度・中等度難聴用ポケット型			30～70 dB の難聴に対応できる補聴器が必要な方
軽度・中等度難聴用耳かけ型			
高度難聴用ポケット型			70dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
高度難聴用耳かけ型			
重度難聴用ポケット型			90dB以上の難聴に対応できる補聴器が必要な方
重度難聴用耳かけ型			
耳あな型レディメイド			身体上・職業上等の理由で、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な方(オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な方)
耳あな型オーダーメイド			
骨導式ポケット型			伝音性・混合性難聴者であって、耳漏が著しい方又は外耳閉鎖症等を有する方で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な方
骨導式眼鏡型			
FM型(FM補聴システム)			教育上・職業上等の理由でFM型が必要な方(原則1個)
イヤモールド			

①両耳装用が必要な理由及び具体的な効果  
(支給対象となる補聴器は原則1個です。両耳必要な場合は、該当する理由に○をお書きのうえ、教育上・職業上等の理由、その効果を具体的にお書きください。)

	教育上の理由 (対象年齢：原則4～18歳)	)
	職業上の理由	
	その他	

②高度難聴用・重度難聴用・耳あな型・骨導式・FM型(FM補聴システム)が必要な理由及び具体的な効果  
( )

③その他、製作にあたっての留意点等  
( )

上記のとおり意見します。  
年 月 日

医療機関名  
所在地  
作成医師氏名 (印)  
電話番号 ( )

1 意見書の記載は日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医に限る。  
2 障害者総合支援法に基づく支給等を優先して受けるよう取り扱うこととする

様式第3号(第8条関係)

牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付決定通知書					
第 号					
年 月 日					
様					
牧之原市長 <span style="float: right;">印</span>					
さきに申請のありました補聴器等の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。					
交付番号	第	号	交付決定 年月日	年	月 日
対象児童氏名					
決定内容	補聴器等の種類： 処 方：		決定業者		
給付費の額 ①=②+③	円	自己負担 額②	円	公費負 担額③	円
備 考					

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、牧之原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

様式第4号(第8条関係)

牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付申請却下通知書

第 号

年 月 日

様

牧之原市長



年 月 日に申請がありました牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付につきましては、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

却下した理由

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、牧之原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

様式第5号(第8条関係)

牧之原市軽度・中等度難聴児補聴器等給付券			
交付番号	第 号	交付決定日	年 月 日
対象児童氏名		生 年 月 日	
住 所			
申請者氏名		統 柄	
補聴器等の 種類		修理部位	
処 方			
決定業者	名 称		
	所在地		
	電 話		
基準額	見積額	利用者負担	公費負担額
円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日			
牧之原市長			印
受 領	受 領 年月日	年 月 日	受領者 氏名印
牧之原市長		年 月 日	
		(受任者)住 所	
		業者名	印
		電 話	
委 任 状			
(委任者)	は、補聴器等給付費(公費負担分)の請求を		
(受任者)	に委任いたします。		
(委任者)住所			
氏名	印		

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)